

応急修理制度ご利用の手引き



<相談・申請窓口>

住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196

受付場所 羽咋市役所2階（羽咋市旭町ア200番地）

受付時間 土日祝除く平日・午前9時～午後4時

補助金額

り災判定区分	1世帯当たりの上限額
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊	757,000円
準半壊	367,000円

（注意事項）

- （1）原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。
- （2）補助上限額を超える費用、対象外の工事部分の費用は、自己負担となります。
- （3）修理費は、市が事業者へ直接お支払いします。

申込から修理完了までの流れ

STEP 1. 必要に応じて、事前に住まいの支援窓口までご相談ください。

STEP 2. 申込書に必要な書類を全て揃えて、市申請窓口へ提出します。

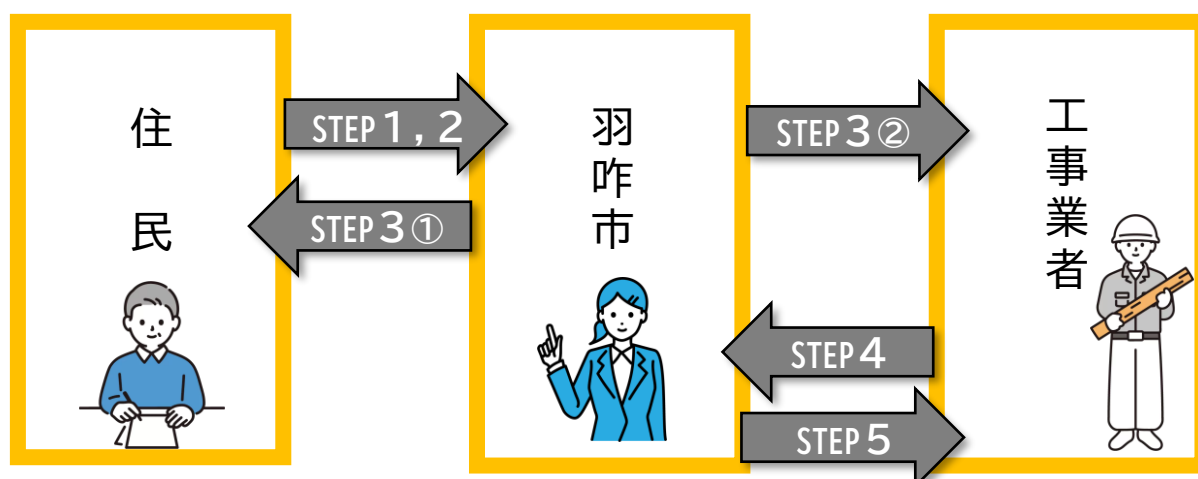
STEP 3. ①市から申請者へ、補助決定額を通知します。

②市から工事業者へ、手続きに必要な書類を郵送します。

STEP 4. 工事完了後、工事業者から市へ、必要な書類（完了報告書等）が提出されます。

STEP 5. 市から工事業者へ、補助決定額を支払います。

※補助決定額を超えた分や対象外経費は、業者からの請求に基づきお支払いください。



大雨で対象になる部分について

大雨被害による応急修理では、以下の点にご注意ください。

よくある質問

内閣府の回答

浸水した部分の床壁の交換・修繕は対象となるか？
また、下地材である断熱材や石膏ボード張替えなどは対象となるか？

対象となる。
一度浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため。石膏ボードを外す、壊すなどせざるを得ない場合も張替えの対象となる。

破損した内壁（土壁）は対象となるか？

対象となる。
珪藻土や聚楽壁は一度浸水するとボロボロになるため。

床上浸水した壁の修繕は、浸水した部分だけでなく全体が対象となるのか？

対象となる。
修理業者が上部まで交換する方が良いと判断する場合のみ。

大雨による損傷が原因の壁紙・畳のみの補修・交換は対象となるか？（R8.9.19更新）

対象となる。
下地や床材の補修・交換を伴わなくても対象。

床上浸水により汚泥が堆積し、悪臭がとれない、カビが発生するなど、そのままでは生活ができない場合、破損がなくても修理の対象となるか？

対象となる。
汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁の交換・修理。
下地や床材とあわせての補修なら、壁紙・畳も対象となる。

住居内の土石や木竹の除去は対象となるか？

対象とならない。
住居内の障害物を除去する場合は、災害ボランティア等に相談してほしい。

今後の水害で被災しないように床をかさ上げする工事は対象となるか？

対象とならない。
破損した住宅の修理を行う制度であり、予防的な工事は対象とならない。

修理業者の判断により、床下地材の交換は行わず、クッションフロアのみを交換する場合は対象となるか？

対象となる。
修理業者の判断による。

内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか？

対象となる。
長時間浸水して反ってしまった場合や、破損した場合は対象となるが、張替えで済む場合は対象とならない。

浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障し、交換が必要な場合は対象となるか？

対象となる。
浄化槽ブロワーは住宅設備のため。

大雨で対象になる部分について

大雨被害による応急修理では、以下の点にご注意ください。

よくある質問	内閣府の回答
浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っているが、修理・交換は対象となるか？	対象となる。 なお、破損又はひびがない状態の다가交換を必要とする場合は、破損箇所等を明確にしてください。
屋外設置型給湯機は修理・交換の対象となるか？	対象となる。 浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）が対象となるが、交換の場合はもともと設置されていた製品の後継品・同等品であること。
エアコンの室外機は対象となるか？	対象とならない。 エアコンは家電製品であるため。
再度下地材として使用する目的で、汚損した下地材をはずし、洗浄、乾燥、消毒した場合は対象となるか？	消毒費用等は対象とならない。 この場合、下地材をはずし、再度設置する分だけが対象となる。
大雨による損傷を受けた畳の部屋を、応急修理に伴いフローリングにする工事は対象となるか？（R8.9.19更新）	対象となる。 床暖房の設置などでグレードアップする場合は対象とならない。

--	--

--	--

応急修理の対象範囲について（基本的な考え方）

対象範囲

応急修理制度の対象となるかどうかについて、見積書と被害写真を見て市が判断します。まずはご相談ください。

○ 対象となる工事（例）	× 対象とならない工事（例）
大雨による損傷で畳のみ交換する。	老朽化による損傷で畳のみ交換する。
窓が開かなくなったので、サッシを取り換えた。	窓が開かなくなったので、埋めて壁にした。
壁が下地から壊れたので補修し、壁紙も貼り替えた。	壁紙が破れたので、貼り替えた。
外壁の白壁が落ちたので、被害があった部分を金属サイディングで修繕した。	外壁の一部だけ修繕すると色が違ってみっともないので、全面を貼りなおした。
玄関ドアより内側の土間部分が壊れたので修理した。	アプローチ、ポーチ、車庫が壊れたので修理した。
部屋の扉やふすまが動かなくなったので、調整した。	押し入れやクローゼットの扉・ふすまを調整した。
タイル張りの浴室壁にひびが入ったので、タイルを貼り替えた。	タイル張りの浴室壁に少しひびが入ったので、これを機にユニットバスに交換した。
和式トイレの便器が割れたので、洋式トイレ（暖房便座つき）に交換した。	洋式トイレ（ウォシュレット無し）の便器が壊れたので、ウォシュレット有りのタイプに交換した。
漏水があったので、上下水道の配管を修理した。	雨水が流れなくなったので、雨水管を修理した。
電気の引込柱を修理した。	テレビアンテナを修理した。
基礎部分のクラックを修繕した。	犬走部分のクラックを修繕した。
設置済みの筋交いに被害があったので修繕した。	耐震のため、新しい筋交いを設置した。

ポイント

- 被害写真は、「被害部をうつした近景」と、「被害箇所が家のどの部分か分かる遠景」の2種類をご用意ください。
- 交換修理を行う場合は、次の3点を必ずご確認ください。
 - ① 交換前（現在使用しているもの）の型番がわかる写真
 - ② 交換後の製品の型番
 - ③ 交換後の製品のカタログ※交換修理を行うことでグレードアップとなる場合、応急修理の趣旨・目的と合致しないため対象とできません。必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継品であることを確認できる書類をご用意ください。
- 建具調整を行う場合は、「建具の写真」と「建具の位置を表す家屋内の図面」をご用意ください。